

豊橋市南部学校給食センター
長期包括委託事業

基本協定書（案）

令和6年7月2日

令和6年8月9日修正

豊橋市

続に係る評価委員会及び甲の要望事項を尊重する。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社である~~取締役会設置会社、かつ、~~株券不発行会社として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を3月末日として事業予定者を豊橋市内に設立し、その商業登記履歴事項全部証明書の原本、印鑑証明書の原本、株主名簿の原本証明付写し及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出する。

2 全ての構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資比率となるように出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、構成員が保有する議決権の合計割合は、100パーセントとなるように維持されるものとし、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加

をさせないものとする。

3 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成員は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定するものとし、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

4 乙は、本事業の終了に至るまで、事業予定者に関し、次のとおり、本事業の入札手続において行った提案事項（配当制限、内部留保、監査手続を含むが、これらに限られない。）を遵守して事業予定者を運営するものとする。

(※ 以下の例示の定めのように、提案事項を定める。)

<例示>

(1) 配当を行わず、内部留保に引き当てる。

別紙 1 出資者保証書の様式（第 6 条関係）

令和[]年[]月[]日

豊橋市御中

出 資 者 保 証 書

発注者及び[]特別目的会社（以下「事業者」という。）間で令和[]年[]月[]日付で締結された豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業（以下「本事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である[]（以下「株主」という。）／グループの事業者に出資を行った[]社、[]社、[]社、[]社及び[]社（以下「株主」と総称する。）は、本日付けをもって、豊橋市（以下「発注者」という。）に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、令和[]年[]月[]日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社である ~~取締役会設置会社、かつ、株券不発行会社~~として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を 3 月末日として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、[]株であり、その全てを株主が保有しており、その内訳は、[]株は[]社、[]株は